

# いじめ防止基本方針

## いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 基本的な考え方

「いじめ」は人間として絶対に許されない。また、どの児童にも起こり得るものであることを認識し、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童の安心・安全を最優先に取り組みます。

## 2 未然防止の取組

すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が味わえる学習指導に心がけます。また、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくる学級経営、日常生活を中心に主体的に活動する児童会活動等を工夫し、一人一人に居場所がある「笑顔あふれる明るい学校づくり」に努めます。

## 3 早期発見・早期対応への取組

日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施等、児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、受容的かつ共感的な態度で教育相談を行い、児童理解に努めます。また、一人一人の教職員が適切な対応や未然防止に取り組めるような職員研修を充実します。さらに、保護者や地域の方、関係機関と積極的に連携を図り、対応に当たります。

## 4 いじめ問題発生時の対応

事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な対応をします。また、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、事実関係を明確にする調査を行うとともに、保護者への情報提供や警察署への通報など、適切な対応をします。

## 5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、教職員と関係者をメンバーとする法第22条に基づく対策委員会を設置します。

## 6 年間計画の作成

いじめ防止に関わる年間活動計画を作成し、意図的な指導、研修を実施します。

### 海津市あったかい絆宣言

学校 <一人一人が学校の中で居場所をつくれるように>

- ・対話を大切に、じっくり話を聞いて、子どもたちを見守ります。
- ・よさを見つけ合う活動を大切にします。
- ・ゲーム・インターネットなどを正しく安全に使えるように情報モラル教育を進めます。
- ・ルールを守ることの大切さを伝え、安心・安全な学校生活を送ることができるよう努めます。